

近世前・中期における鳥取藩の御用絵師とその制度的展開について

大嶋 陽一

A study on Tottori clan's appointed painter and its institutional development in the early modern period of Japan

Youchi OOSHIMA

はじめに

近年、鳥取藩における御用絵師研究は、沖一峨・土方稲嶺などといった近世後期の絵師を中心にめざましい成果をあげている¹⁾。これらの研究により、近世後期の主な御用絵師の画業や事蹟、さらに絵師の職務内容などがかなり明らかになった。このような個別の絵師について研究が充実する一方で、御用絵師たちに関して制度面に踏み込んだ研究は見当たらない。また、藩政期を通じて、どのような御用絵師がいたのかという、基本的な事項についても未解明な点が多い²⁾。

こうした研究上の課題を受け、本稿では、他藩の御用絵師研究の成果に学びながら³⁾、次の二点について検討を行う。まず、鳥取藩の近世前・中期、とくに寛永期から享保期における御用絵師らの人物確定を行う。現状では、当該期の御用絵師についての検討や作例紹介は皆無であるため、絵師の確定とともに、可能な限り作例を紹介し、次なる研究への一歩としたい。次に、同時期における御用絵師制度の変遷について検討を行う。この点も先行研究がほとんど存在しないため、ここでは、①江戸・国元それぞれに御用絵師を置くという二元体制はいつ頃成立するのか、②御用絵師の身分格式はどのように変化するかについて検討を進めたい。

本稿の検討にあたっては、旧鳥取藩主池田家伝来の資料群である「鳥取藩政資料」(鳥取県立博物館蔵。以下、藩政資料とする)を用いる。

藩政資料は主に鳥取藩が成立した寛永九年(一六三二)以降の行政資料が中心であるが、それ以前の事柄がわかる記録も含まれる。本稿では藩政資料のうち家老の業務日誌である「控帳」を多用しているが、「控帳」は鳥取県立博物館の古文書解読ボランティアにより全文解読され、同館のホームページ上で「家老日記データベース」として公開されており、資料番号などは省略した。

なお、藩政期の史料では藩に勤仕する絵師は「御絵師」とされているが、分析概念として広く使用される「御用絵師」の呼称で統一している。

一、分限帳に見る藩政前・中期の御用絵師たち

検討を進めていくにあたり、小稿で対象とする鳥取藩と御用絵師について、行論上必要な事項をあらかじめ簡単に紹介しておきたい。

鳥取藩は因幡・伯耆两国三十二万石を領有する外様大名であった。藩主を池田家とし、藩祖である池田光仲が寛永九年(一六三二)に備前岡山から因幡鳥取へ転封したことにより成立した。以後、明治四年(一八七二)の廃藩置県まで十二代、約二四〇年の長きに渡って因幡・伯耆を支配した。また、光仲の実父である岡山藩主池田忠雄は、姫路藩主池田輝政と徳川家康の次女である督姫(良正院)との間に生れた次男で、家康の外孫になる。この忠雄の血筋を引く鳥取池田家は、徳

川家康の外孫の家系ということが、藩主池田家や鳥取藩にとって重要な意味・価値を持った。

次に、御用絵師の身分格式について見ると、御用絵師は藩主側近の御用人の配下で、格式は当初「取次替」(徒身分のこと)であったが、享保十年(二七二五)以降、平士(士分以上)とされたという⁴。また御用絵師は、儒者・医師・茶道・砲術家・大工・料理人などとともに「実業家」という特殊な位置づけがなされた役であった。実業家とは「特別に技能を以て召出されたる者」のことを言い、「子孫代々其業に堪能なるを要」し、「家業の外は他の業務に移ることを得ず」とされた。ただし、当初から御用絵師が家職として相続されてきたわけではなく、家職化されるのは十八世紀前後である。この点については行論のなかで明らかにしたい。

御用絵師の存在を確定する上で欠かせない藩政資料として、藩士たちの名前や俸禄などを列挙した分限帳がある。藩政資料の分限帳として、士分以上の「組帳」、徒身分以下の「御支配帳」⁶、無苗の足軽身分の「二ノ御支配帳」などがあるが、近世中期までの御用絵師の名前が見られるのは「御支配帳」である(図1)。絵師は「御支配帳」の「諸職人」、「細工」もしくは「江戸定詰」の項目に記載される。職人と細工の違いは、職人は苗字付、細工は苗字付より格上の弓徒格という格式上の区分によるというが、当初は両者の区別はなかったとされる⁷。両者がいつ頃から区別されるようになったのかについては明らかでない。



図1 寛永19年の「御支配帳」

表1 鳥取藩政資料分限帳にみる御用絵師と禄高

和 暦	西 暦	絵師名	禄 高	分限帳出典	分限帳掲載項目	資料番号	備 考
寛永5	1628	狩野松白	26俵	米	諸職人	7948	
寛永6	1629		10俵	米	諸職人	7949	
寛永9	1632		18俵	米	諸職人	7950	
寛永12	1635		12俵	米	諸職人	7951	
寛永14~16	1637		18俵	米	諸職人	7952~54	
寛永18	1641	狩野勝兵衛	18俵	米	諸職人	7955	
寛永19	1642		18俵	米	諸職人	7956	
寛永20	1643		26俵6人扶持	支配	諸職人	1905	
慶安元	1648		18俵	米	諸職人	7957	
慶安3	1650		26俵4人扶持	支配	諸職人	1907	
慶安4~承応4	1651~55	絵書作左衛門	26俵3人扶持	支配	諸職人	1908	
万治元~寛文4	1658~64		26俵3人扶持	支配	諸職人	1909~14	
寛文6	1666		26俵3人扶持	支配	諸職人	1915~21	
寛文9	1669		26俵3人扶持	支配	諸職人	1923	
寛文10	1670		理兵衛	5人扶持	支配	諸職人	1924
寛文11	1671	沖理兵衛	5人扶持	支配	諸職人	1925	
延宝3	1675	狩野源之丞	20俵4人扶持	支配	諸職人	1926	
		沖理兵衛	5人扶持		江戸定詰		
		中條七右衛門	30俵5人扶持	支配	江戸定詰	1927	
延宝4	1676	狩野勝雪	20俵4人扶持	支配	合力米	1928	
		中條七右衛門	30俵5人扶持	支配	江戸定詰		
		狩野勝雪	20俵4人扶持	支配	合力米	1929	
延宝5	1677	隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰		
		中條七右衛門	30俵5人扶持	支配	江戸定詰	1931	
		狩野勝雪	20俵4人扶持	支配	合力米		
天和2	1682	橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1932~34	
		中條七右衛門	30俵5人扶持	支配	江戸定詰		
元禄2~4	1689~91	橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1935	
		中條半左衛門	23俵4人扶持	支配	江戸定詰		
元禄5	1692	橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰		
		中條半左衛門	23俵4人扶持	支配	江戸定詰		
元禄6~11	1693~98	橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工	1936~41	
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰		
		橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
元禄14	1701	隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1943	
		橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1944	
元禄16	1703	隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1945	
		橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1947~50	
宝永元	1704	橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰		
		中條七右衛門	30俵5人扶持	支配	江戸定詰	1952	
宝永3~6	1706~09	橋本宜彩	15俵2人扶持	支配	細工		
		隠岐理兵衛	5人扶持	支配	江戸定詰	1953	
		沖清友	5人扶持	支配	江戸定詰	1954	
正徳4	1714	沖清友	5人扶持	支配	江戸定詰	1955	
		沖清友	5人扶持	支配	江戸定詰	1955	
		沖清友	5人扶持	支配	江戸定詰	1955	
享保2	1717	狩野永温	30俵5人扶持	支配	江戸定詰	1956	組帳(享保11年)
		沖探陸	5人扶持	支配	江戸定詰		
		沖探陸	5人扶持	支配	江戸定詰		
享保4	1719	狩野永温	30俵5人扶持	支配	江戸定詰	1956	組帳(享保11年)
		沖探陸	5人扶持	支配	江戸定詰		
		沖探陸	5人扶持	支配	江戸定詰		

凡例：分限帳出典の項目は、米=「米払帳」、支配=「御支配帳」を示している。

ほかに、寛永五年から二十年まで残存する「米払帳」という、徒身分以下に藩が与えた切米(鳥取藩では支配米といふ)の支払帳が残存する。これは、「御支配帳」に記載される支配米と扶持米のうち、支配米のみを書き上げたものであり、厳密には分限帳ではないが、「御支配帳」を補完するものである。分限帳から十七世紀前半から十八世紀中頃までの御用絵師を拾ったものが表1、またどのような絵師がいたのかを一覧化したのが図2である。これらによると、御用絵師として狩野松白・絵書(伊藤)作左衛門・沖理兵衛・狩野源之丞(聴雪)・中條七右衛門・橋本宜彩・沖清友・沖探陸・狩野永温(雲)らがあり、寛永九年の鳥取藩成立以降、ほぼ途切れることなく御用絵師が存在していたことがわかる。御用絵師の俸禄は五俵から三十俵五人扶持の間と薄禄であり、他藩で見られるような高禄の者は見当たらない。これら当該期の御用絵師については、先行研究で全く検討されていない

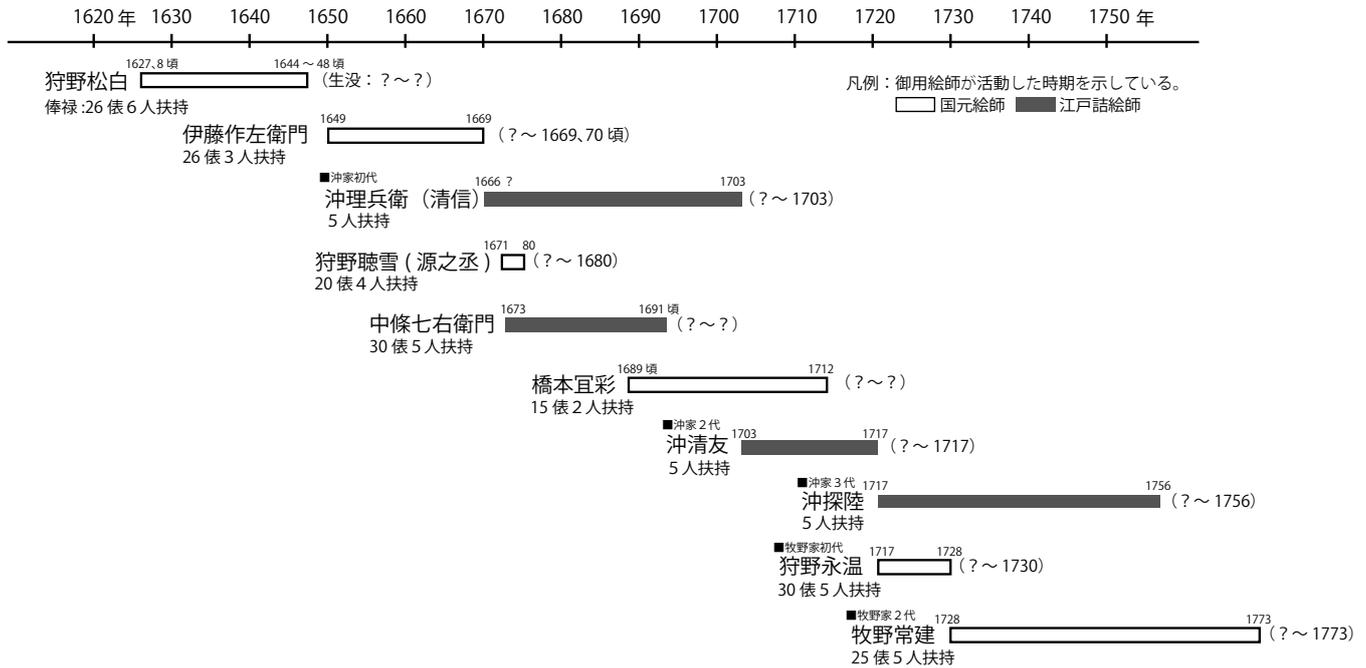


図2 近世前・中期御用絵師一覧

め、以下では御用絵師を国元と江戸定詰に分け検討を進めていくことにする。
なお、本稿ではとくに扱わないが、当該期の江戸では幕府の奥絵師である
狩野如川周信（木挽町狩野）と狩野隋川岑信（浜町狩野）に合力米を与え、
藩御用を依頼していた。江戸狩野と鳥取藩との関係についての検討は別稿に
譲りたい。

二、国元の御用絵師

1、狩野松白

藩政資料の中で管見の限り最初に出てくる御用絵師らしき人物は狩野松白
である。

【史料1】

一百八拾石四斗四升（印）

諸職人寛永五年分御

支配銀二渡ス

内 四拾俵（印） 大工新兵衛

四拾俵（印） 大工五左衛門

拾八俵（印） 大工久兵衛

拾俵（印） ぬし宗玄

貳拾四俵（印） 銀屋仁兵衛

拾六俵（印） 柄巻屋久右衛門

六拾俵（印） 小谷甚左衛門

三拾俵（印） 小谷助左衛門

拾俵（印） 法橋筑後

拾六俵（印） 銀見惣左衛門

拾俵（印） 豊屋新兵衛

四拾六俵（印） 市浦次左衛門

貳拾六俵（印） 狩野松白

以上三百七拾六俵（印）⁸

この史料は、「米払帳」のうち寛永五年（一六二八）分（史料名は「寛永五
年分米払帳」）である。この史料が作成された寛永五年は、鳥取藩の藩祖池田
光仲の実父で岡山藩主であった池田忠雄が存命であり、鳥取転封以前の岡山
藩時代のものである。

史料1で引用した部分は、諸職人への支払い明細が書き上げられた箇所

ある。そこに大工や塗師、銀細工師（銀屋）、刀の柄巻師などの諸職人が書き上げられるが、そのなかに「狩野松白」の名が見え、二十六俵が与えられていたことがわかる。この狩野松白が絵師であるかどうかここからはわからないが、前述のとおり分限帳において御用絵師は「諸職人」もしくは「細工」の項に名前が記載されていること、また他藩でも御用絵師は職人とされていたことから、狩野松白は絵師であると考えられる。

狩野松白に対する支配米の支給開始はいつからであろうか。当該期の「御支配帳」は存在しないため、「米払帳」によることになる。史料1で示した寛永五年直近の「米払帳」は、寛永三年分であるが¹⁰、そこに狩野松白の記載はない。寛永四年分は散逸してしまっていることから、寛永四、五年のいずれかに支配米の支給が開始されたと考えられる。狩野松白に与えられた支配米は、「米払帳」によると寛永五年から十二年頃までは十〜二十六俵の間で増減し、寛永十四年から十八俵で一定している。しかし、寛永十九年の「御支配帳」では二十六俵六人扶持とされており、なぜ「米払帳」と「御支配帳」で額が異なるのか、この点は不明である。

さて、狩野松白については次のような史料も残されている。

【史料2】

(前略)

- 一四拾三俵(印) 小谷甚左衛門
 - 一四拾三俵(印) 小谷助左衛門
 - 一四拾三俵(印) 市浦次左衛門
 - 一四拾三俵(印) 狩野松白
- (後略)¹¹

史料2は「従備前御国替之時越銀二被遣帳」という帳面の一部分である。この史料は、寛永九年（一六三二）、岡山藩主池田忠雄の死去により、幼主光仲が岡山藩から鳥取藩へ転封した際、一五四名の下級藩士に与えられた「越銀」つまり引越料を書き上げたもので、引用部分は職人に関わる部分である。与えられた引越料は、かねがね三十〜四十三俵の間であるが、史料2の末尾にあるとおり、そこに「狩野松白」の名が見られ、引越料として四十三俵が与えられていることがわかる。なお、ここでは画号が「松白」のほか「松伯」ともされていたことが知られる。

先ほどの史料1や史料2の内容を素直に解釈すると、「狩野松白は寛永四、

五年頃に岡山藩へ召出された御用絵師で、岡山城下に居住し、寛永九年、幼主光仲の鳥取藩への転封に従い、鳥取城下に移住した」となる。しかし、寛永九年の国替え直前の岡山城下図である「備前国岡山旧図」に同人の屋敷は確認できない¹²。ただ、鳥取藩時代の御用職人らは城下の町人地に拝領屋敷を与えられており、岡山時代も同様に町人地に居住していた可能性がある。一方で、松白は岡山城下でなく、藩の屋敷のある江戸、もしくは京都や伏見近辺に常住していた可能性も捨てきれない。しかし、岡山藩主である忠雄は、当時、表向御殿（表書院）や御成御殿である招雲閣といった岡山城内の御殿の造営を進めていた¹³。これら御殿に障壁画等は必須のものであり、その制作に携わる絵師の存在が不可欠であったことを考えると¹⁴、松白は岡山城下に居住し、必要に応じて江戸・京都などに出向いていたと考えるほうが妥当であろう。

狩野松白の作例については、現在のところ見いだせないが、狩野姓を名乗っており狩野派の絵師であることは間違いない。狩野松白の名前は、分限帳上では寛永二十年（一六四三）まで見られる（表1）。典拠となる「米払帳」と「御支配帳」は、ともに寛永二十一年（一六四四）から正保四年（一六四七）まで散逸しているが、残存する慶安元年（一六四八）の「御支配帳」を見ると狩野松白の名前はない。しかし、松白の名前のあった箇所と同じ禄高で「狩野勝兵衛」という人物の名が記載される。松白と勝兵衛は同一人物かもしれないし、跡式を引き継いだ後継者であるかもしれない。いずれにせよ、狩野松白は寛永二十一年から正保四年までの間に史料上から姿を消す。松白の後継と思われる勝兵衛の名は、管見の限り「御支配帳」以外見いだせず、「御支配帳」においても、慶安元年（一六四八）から慶安三年（一六五〇）にしか見られない¹⁵。

それでは松白とはどのような絵師なのか。狩野派の絵師で「松白（松伯）」を名乗る人物として知られるのが、『古画備考』狩野門人譜に見える「狩野松白」である¹⁶。同書は松伯の系図を二つ挙げるが、いずれも諱を直義、通称を与市、行年を六十八歳とする点は一致している。系図の一つは、「昌運筆記」や「若木集」を引用し、①松伯は「松白」「雪川」とも号し、法橋に任官していたこと、②狩野松榮直信の弟子であること、③松榮の死後、その子休白長信を慕い江戸に出府し、のち越前において死去したことが記されている。もう一つの系図では、織田信定の五男右衛門尉信利を実父とし、狩野松榮の子永徳の養子とされる。子どもたちは、長男常清（与市）が丹後宮津藩主京極高国（一六一六〜七六）、次男直利が越前福井藩主松平忠昌（一五九八〜一六四五）、三男信

英（織田孫三郎）が津山藩主松平宣富（一六八〇～一七二一）にそれぞれ仕えた¹⁷。また、養子として越前高田藩主松平光長に仕えた照政がいたことが知られている。

このように『古画備考』に挙がる「狩野松伯」の記載に鳥取藩や池田家に関わる直接的な記述は見られない。記述がないからといって両者は無関係とは言えないので、仮に両者が同一人物だと仮定し、その妥当性を検討してみたい。まず、生年を割り出すと、狩野松伯の記録が見えなくなる一六四〇年代後半頃に死去したとした場合、「狩野松伯」の行年が六十八であることを勘案すると生年は一五七〇年代となる。さらに、「狩野松伯」の師とされる松栄（一五一九～一五九二）、養父とされる永徳（一五四三～一五九〇）の活動時期と、先ほどの生年を比べると、弟子入り・養子入りは十～二十代のことと考えられ、年代的には大きな矛盾はない。

次に、「狩野松伯」の子どもらへの仕官先と池田家当主との関係を検討してみると、長男常清の仕官先・京極高国は、高国の母千姫が池田輝政と督姫の子であり、督姫次男の池田忠雄とは叔父・甥、光仲とは従兄弟の血縁となる。また、次男直利の仕官先・松平忠昌は、忠昌の父結城秀康（徳川家康次男）と督姫（家康次女）は兄妹であるから、忠雄とは従兄弟、光仲とは従甥、従兄弟伯父の關係となる。このように見ると「松伯」の子どもらへの仕官先は池田家と極めて近い親戚大名であったということになる。以上の検討から、両者が同一人物であると見ることに蓋然性があると筆者は考えるが、後考を俟ちたい。

2、絵書（伊藤）作左衛門

狩野松伯について「御支配帳」に名前が挙がるのが、「絵書作左衛門」である。絵書作左衛門の初見は、藩政資料に含まれる鳥取藩家老の発給文書の留帳である「万留帳」の次の記事である。

【史料3】
一画師作左工門被召出、御持扶方三人ふち被遣候間、今月朔日より可被相渡候。以上

慶安式年八月廿七日

一一人

吉村四郎兵衛殿¹⁸

【史料4】

一絵書作左工門御切米式拾俵被遣候。去八月御扶持方被遣候日より、月算用二可被相渡候。以上

慶安式年十二月廿六日

飛弾 大和

吉村四郎兵衛殿¹⁹

これによると、作左衛門は慶安二年（一六四九）八月に召し抱えられたようである。同年十二月に総計で二十俵三人扶持を与えられたことがわかる。また、作左衛門の肩書きは「絵書」「画師」とあることから、絵師であることは確かである。

作左衛門は、慶安二年（一六四九）に召し抱えられてから承応四年（一六五五）四月まで、鳥取城下の町家に居住していたことが知られる（「控帳」承応四年四月四日条）。同年五月に中間屋敷に引越しており、作左衛門はもと町絵師であったのかもしれない。分限帳には「絵書作左衛門」とあり、一貫して苗字は記されないが、これも出自が町絵師であったからであろうか。

さて、表1を見ると、作左衛門は寛文九年（一六六九）を境に分限帳から名前が消える。この点に関して次の史料がある。

【史料5】「控帳」寛文十一年三月一日

一絵師狩野源丞被召出、御扶持方四人二御切米式拾俵被下事、右ハ先規伊藤作左衛門相果候付、其代也、三人衆得御意、如此也、翌日則御目見候事

史料5により、作左衛門は寛文十一年（一六七二）以前に死去していたことがわかる。代わって狩野源之丞が絵師として召し出され、二十俵四人扶持が与えられた。また、ここでは作左衛門の苗字が「伊藤」であったことが知られる。作左衛門の死亡年を史料5では「先年」とするが、先述のとおり寛文九年の分限帳に見られることから、死去したのは寛文九、十年頃であると考えられる。

作左衛門については作例が知られず、どのような画系にあったのか知ることができない。

3、狩野聴雪（源之丞）

狩野源之丞は、寛文十一年（一六七二）絵書（伊藤）作左衛門に代わって御用絵師に召し出された。史料5で「絵師」とされ、また、狩野姓を名乗っていることから狩野派の絵師であることがわかる。

源之丞は、「控帳」の寛文九年（一六六九）二月一日条に「一百疋・始而御

目見「狩野源之丞」とあり、寛文十一年に召し出される二年以上前に、すでに藩主池田光仲に御目見を果たしていた。しかし、初めての御目見から召し抱えまでの二年間、管見の限り史料上見えず、召し出しは唐突な感が否めない。源之丞について分限帳をもとにその後を追ってみたい。寛文十二〜延宝二年（一六七二〜七四）の「御支配帳」が現存しないため、残存する延宝三年（一六七五）のものを繰っても、諸職人の項にはその名が見られない。しかし、「合力米」という項目の次に「四人式拾俵 狩野聴雪」と、同じ狩野姓を名乗り、なおかつ扶持米と支配米が同額である人物が見られる。源之丞に代わって聴雪なる人物が召し抱えられたとも考えられるが、そうした記述は「控帳」には見られないため、源之丞が「聴雪」という画号を名乗る様になったと考えられる。以下では、「聴雪」という号を用いて行論を進めたい。

御用をわかる範囲で紹介すると、召し抱え直後より因幡・伯耆両国の絵図の制作を行っている。

【史料6】

寛文拾老年九月廿二日二狩野源之丞之國中絵図被成候時書写置申候。

因幡国郡・郷・保・庄

巨濃郡十九

一日野ノ郷 陸見村 小羽尾村 竹美村 大野郷

白地村 高野郷 岩井庄内 本庄 久松保

岩恒保 大谷保 浦富保 吉田保 蒲生郷

宇治庄 高山別府 新宮保 摩耶社

因幡国五十座 大一座・小四十九座 巨濃郡九座並・小

恩志呂神社 大神社 佐弥乃兵主神社 高野神社 許野乃兵王

二上神社 御湯神社 日野神社 甘露神社

右ハ延喜式之抜書ニ有之也。

寛文十一年九月廿二日二大谷へハ被参候、殿様より被為仰付、狩野源之丞殿國中絵図被成候時書写申候²⁰

これによると、藩により「國中絵図」の制作が命じられており、寛文十一年（一六七二）九月、因幡国岩井郡浜大谷村（現、岩美町大谷）の大庄屋中鳥家の元を訪問し、同郡の式内社を調査していた。この絵図制作は「狩野聴雪、御両国絵図仕候故、為見分在々江罷出候故、伝馬差紙ノ事」（「控帳」延宝三年六月一日条）と、四年後の延宝三年（一六七五）六月にも継続されており、



図3 「因幡国絵図」（左、藩政資料 757）と「伯耆国絵図」（右、藩政資料 758）

長期にわたって絵図制作のため廻在していたことが知られる。

藩政資料には、この時制作されたと見られる因幡・伯耆両国の絵図が残されている(図3)。本図は、『鳥取藩政資料目録』において寛文年間以降の制作と推定され、作者不明とされる。目録分類上では「国絵図」とされるが、藩による諸運上把握のために作成されたものと考えられている²¹。実際に絵図を見ると、各村に林の大小や紙漉きの有無、塩浜の大小などが文字で細かく記され、藩内の大刹(因幡・賀露神社・松上神社・岩屋堂、伯耆・大山寺・三仏寺・船上山)や中小神社、鳥取城や米子城といった城郭などが描かれており、様式化された幕命の国絵図ではないことは一目瞭然である²²。村ごとの細かい情報は、実際に廻村しないと書けないもので、数年に渡って廻在した狩野聴雪の制作とするのが相応しい。

このほか藩政資料に含まれる藩主側近である御用人の業務日誌「御用人日記」によると、鳥取において藩主御用の節分の宝船絵を制作していることが知られる(延宝三年一月十二日条、延宝五年一月四日条)。宝船絵は新年や節分などにおいて藩主の吉夢を祈念するものであるが、これは御用絵師の恒例の職務であった。

延宝六年(一六七八)八月、突如、聴雪に藩札偽造の嫌疑がかけられた。

【史料7】

一狩野聴雪儀、札場之札ヲ似せ申由、御家中風聞有之二付、此段聴雪承、別而迷惑仕、急度御吟味被成被下候様ニ奉願旨、昨日、御用人共四人江申付而、則達御耳候处、御穿鑿可被仰付旨也、聴雪手前虚実者未知儀ニ候得共、先此御穿鑿事済候内ハ、聴雪儀只今迄居申御長屋隣明長屋ニ参居申様ニ与被仰出、尤御法之儀ニ付、番之者も被仰付也、但御歩行六人²³

【史料8】

一去ル十三日之記ニ有之通、狩野聴雪似せ札之儀付、昨日於御評定所御家老、并御用人、御横目列座ニ而、聴雪手前承候得共、段々不埒之申分ニ付、上り屋ニも可被遣様子ニ成候得共、今一往、吉村清左衛門罷越、潜ニ相尋、其上ニ而上り屋ニも被遣可然と相談ニ及、此旨達御耳候处ニ、尤ニ被思召、御意ニ付、清左衛門、今夕聴雪被有候御長屋へ罷越、品々申聞相尋候处ニ、似せ札仕候段、悉く及白状、此旨御目付者共より達上聞、上り屋江遣也²⁴

【史料9】

一去年狩野聴雪儀、偽札仕二付、其節より揚り屋へ被遣置候、今日斬罪獄門ニ被仰付、悴者命御助、御両国御追放、京都不遁者有之而参也²⁵

これによると、延宝六年八月十三日、聴雪に藩札偽造の風聞が藩内で立ち、藩による詮議が行われることになった。聴雪は当初嫌疑を否認していたが、同月二十五日、評定所で詮議が行われ、翌二十六日に偽札のことを白状するに至った。その後、二年間に渡って揚屋に入れ置かれ、同八年十一月三十日に打首獄門とされた。聴雪の御用絵師としての活動期間はわずか七年程で、その終わりも突然訪れた。

聴雪には息子がいたが、聴雪に連座し藩領追放となった。史料9では、その行き先が京都の「不遁者」、つまり親類とされており、聴雪が京都に縁故を有していたことがわかる。また、出自に関しては次のような記録もある。

【史料10】

興国坦然和尚 付録

天室道高庵主 寛永七年庚午二月六日

虚白明空信士 画師狩野高庵興国和尚之考

延享九年庚寅十一月三十日

狩野聴雪蓋高庵之裔也乎²⁶

これは鳥取藩主池田家の菩提寺で、臨濟宗黄檗派の興禅寺(当時は妙心寺派で龍峰寺といった)の過去帳の一部である。引用部分には、興禅寺の末寺・興国寺の住職・坦然玄常の眷属(親族)の法名が書上げられているが²⁷、そのなかに狩野聴雪の法名「虚白明空信士」が記載され、そこに聴雪は「高庵之裔也乎」、すなわち「高庵」の末裔であろうかと推測されている。

この「高庵」とはだれか。それは聴雪の法名の右隣に記された寛永七年(一六三〇)没の「天室道高庵主」²⁸ 狩野高庵のことである。「画師狩野高庵興国和尚之考」とあることから、高庵は絵師で興国寺の坦然和尚の実父であった。

聴雪は坦然和尚と血縁を有していたが、興禅寺過去帳の住職眷属の項に記されるのは、祖父母や父母、兄弟姉妹といった近親者に限定されている。坦然と聴雪はごく近い親族、例えば親子・従甥等であった可能性があり、聴雪と狩野高庵は孫―祖父の關係が想定される。狩野高庵の素性は不明だが、絵師としての作例が一点確認される。筆頭家老荒尾家(通称米子荒尾)の菩

提寺了春寺（黄檗宗、米子市博労町）が所蔵する「出山釈迦図」（紙本墨書、図4）で、典型的な出山釈迦図であるが、本紙の右下に「狩野」と「高庵」という二つの白文方印が捺されており、狩野高庵の作であるとわかる。高庵の作品が了春寺に残されているのは、同寺が興禅寺とともに荒尾家の菩提寺であるためであろう。

聴雪の出自についてまとめると、京都出身もしくは京都に縁故のある人物で、興禅寺末寺興国寺の坦禅和尚の近親者、さらに一族には狩野高庵という絵師がいた。京都出身とすると、狩野姓を名乗ることから、京狩野に学んだ絵師の可能性も考えられる。これらの検討を踏まえ、聴雪の鳥取藩に召し抱えについて考えてみたい。聴雪の召し抱えは、私見では聴雪の縁者である坦禅和尚とその師・提宗慧全の影響が強いと考える。

提宗は、寛永八年（一六三一）より龍峰寺（興禅寺の前身）四世となり、藩主池田光仲の信頼が篤い禅僧であった。提宗は日本に黄檗宗を伝えた隠元隆琦に帰依し、鳥取に黄檗禅を広めた人物で、弟子には初期黄檗派を代表する和僧・鉄牛道機などがいた。提宗は、その師である江山景巴（龍峰寺三世・



図4 狩野高庵「出山釈迦図」（米子市・了春寺蔵、紙本墨画）

天球院開祖）が死去する寛永十六年（一六四二）以前にその跡を継ぎ、京都・妙心寺塔頭の天球院の住職も兼務していた²⁸。天球院は、池田輝政の妹天久院を開基とし、池田忠雄と池田光政（当時、鳥取藩主。のち備前岡山へ転封し、岡山池田家の祖）の助力により寛永八年（一六三一）以降に成立した寺院である²⁹。天球院はとくに鳥取池田家と関わりが深く、歴住は鳥取の龍峰寺住職を兼務した。同院は、京狩野ゆかりの寺院としても知られ、狩野山楽・山雪の筆とされる障壁画（重要文化財）が著名である³⁰。天球院住職であり、妙心寺派の重鎮であった提宗は、京狩野と接点があったのである。また、国元鳥取では、提宗のもとには藩の儒者や医師らが集い、文化サロンが形成されていた³¹。

このように見ると、藩主への影響や京狩野との関係などから、提宗による推挙により聴雪が召し抱えられた、とも思えるが、寛文十一年の召し抱え前、提宗は寛文八年にすでに死去していた。ただ、提宗に代わる龍峰寺（興禅寺）の住職は、提宗の高弟で、師の意志を引き継ぎ寺院の黄檗化を推し進めた活禅であり、坦然の兄弟子にあたる。活禅も藩主光仲の信頼が篤いことから、聴雪の召し抱えは提宗・活禅・坦禅ら龍峰寺（興禅寺）関係者との関わりによるものと推測されるのである。

4、橋本宜彩

橋本宜彩は、「御支配帳」によると、国元の御用絵師として元禄二年（一六八九）頃には召し抱えられていたようである。十五俵二人扶持を与えられていた。宜彩は狩野聴雪の跡を受けて召出されたと考えられるが、どのような画系にあったか不明である。

宜彩の作例としてよく知られるのが、鳥取藩初代藩主池田光仲の肖像（図5）である³²。光仲は元禄六年（一六九三）七月、当時隠居していた鳥取城において死去した。肖像画は、光仲の死の翌日、鳥取城奥居間において光仲の遺体に烏帽子と狩衣を着させ、その姿を描いたものである³³。肖像は葬儀とその後法要のために制作され、菩提寺の興禅寺に納められた。

宜彩のほか藩政期に御用絵師が藩主肖像を描いた事例として、沖一峨の十代慶行、根本幽峨の十一代慶栄の肖像が知られる。しかし、別稿で明らかにしたように、鳥取藩では近世中期以降、遺影となる肖像は、藩主側近が描くことになっており³⁴、宜彩による光仲肖像画制作は、このような慣例が成立する以前に描かれた、特殊なものと位置づけられる。

ほかに宜彩の御用として知られるのは絵図の制作である。次の資料は先に



図5 橋本宜彩「池田光仲画像」
(藩政資料 14170、興禅寺旧蔵、絹本着色)

紹介した元禄六年の光仲死去にともなう墓所選定に関わるものである。

【史料11】「控帳」元禄六年七月十三日条

一今日も将監宅にて寄合之事。式部罷出ル。今日、昨日申付候通喜多村八兵衛、其外西野牛之進・早川十左衛門・佐藤金右衛門、御廟所并御葬礼場見分申罷帰、奥谷地景も能、幸千岳庵も有之付而、此所ニ相極事。御葬礼場は奥谷近辺けでん河原ニ相究事。宜彩ニ絵図申付事

これによると、家臣喜多村八兵衛らの見分後、廟所を奥谷（鳥取市国府町奥谷の現・池田家墓所）、葬礼場を飯田河原（鳥取市宮下）とする旨が決定されたが、その際、宜彩は廟所と葬礼場の絵図の制作が命じられていることが知られる。このほか、国絵図の制作にも携わっていた。

【史料12】「控帳」元禄十五年五月一日条

一御国絵図相調候者共、左之通御褒美被遣事

御上下壺具充 曾我久兵衛 銀壺枚 橋本宜彩

前田市之進

白井喜伝次

元禄十五年（一七〇二）五月、幕命の元禄国絵図献上に関して国元で褒賞が行われたが、褒賞者のなかに宜彩があり、国絵図制作に関わっていたことが知られる。元禄国絵図は、元禄十年に幕府から作成が命じられ³⁵、再提出などを経て、最終的に元禄十四年十一月に献上されている（「御用人日記」元禄十四年十一月十二日条）。幕府に献上されたのは、両国の国絵図四枚と郷帳四冊、両国縁絵図（鳥取藩の国境部分を描いたもの）十一枚・変地帳二冊であった³⁶。

この献上絵図の控図が藩政資料に残されている（図6）。本図は元禄十四年の幕府献上図ではなく、元禄十二年幕府が記載内容の追加命令を出す前、同十一年十月に一度提出されたもので、追加命令の基準を満たしていなかったため献上図とならなかった絵図である³⁷。この絵図の制作者は不明とされるが、宜彩が関わったものと考えられる。宜彩のほかに御用絵師で幕命の国絵図制作に関わった事例として、天保国絵図の牧野栄温（「控帳」天保七年八月十五日条、同九月十三日条）が知られる³⁸。他藩でも国絵図制作に御用絵師が関わったことが指摘されていることから³⁹、御用絵師の重要な職務の一つであったと思われる。

宜彩は正徳二年（一七二二）十月、孫の大吉に家督相続が許され、本人には五俵を一生遣わされた（「控帳」正徳二年十月二十四日条）。大吉は掃除坊主に召出されたが、その後絵師となった形跡はない。

5、狩野永温

狩野永温は、国元の御用絵師として幕末まで続く「牧野家」の初代に当たる。永温はこれまで「えいおん」と読み慣わされてきたが、「永雲」と記される史料もあることから⁴⁰、正確には「えいうん」と読むのだろう。元文五年（一七四〇）二代常建のときに狩野姓から「牧野姓」に改めた。狩野家（牧野家）は幕末まで国元の絵師として世代をつなぐ（図7）。没年は菩提寺妙圓寺（鳥取市）の過去帳から享保十五年七月六日であることが知られる⁴¹。狩野永温については、藩政資料内に家譜が残されており（図8）、比較的詳細な履歴を追うことができる⁴²。

永温の先祖は遠州気賀（現、静岡県浜松市）の近藤家を継いだ清水豊前守という。その子孫の清水上野介と同多郎左衛門は、小田原北条氏の家臣として幾度の戦功があった。その後、子孫は散り散りになったが、豊前守の十代



図6 「因幡国絵図」(左、藩政資料 740)と「伯耆国絵図」(右、藩政資料 741)

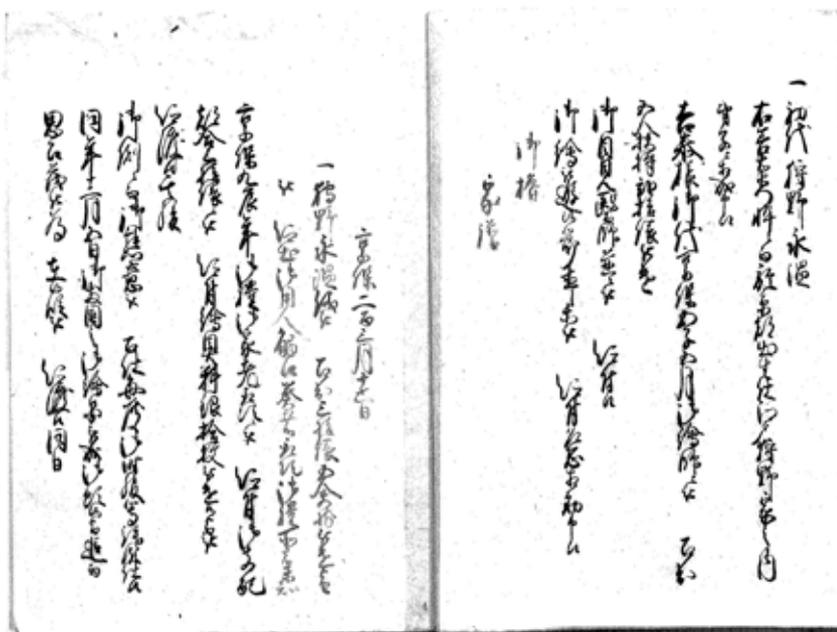
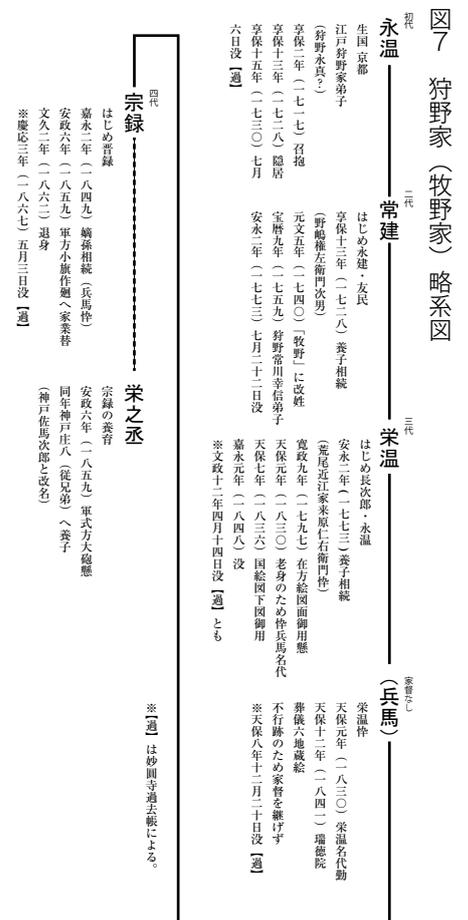


図8 「牧野宗録家譜」(藩政資料 10392)



目近藤善右衛門は浪人として京都にあり、天皇の御用（「天用」）を勤めたとする。その善右衛門の子が永温で、京都に生れた。その後、江戸狩野家の内弟子になり、享保五年（一七二〇）五月、二十俵五人扶持で召し抱えられたとする。享保九年には支配米の加増を受け三十俵とし、絵具料として銀十枚を拝領している。

以上のように家譜によると、永温は享保五年に召出されたことになっているが、「御支配帳」ではその前年の享保四年からすでにその名が見える（表1）。「控帳」によると、永温は享保四年以前に召出されていることが知られる。

【史料13】「控帳」享保二年三月十六日条

一狩野永温義、御用之絵毎度相調、其上去年より別而御用相勉候二付、兼而奉願通被召出、御支配三拾俵二五人扶持被遣、御用人触口奏者取次二被仰付候、御礼所之儀ハ此度不相極、右之通御勘定頭を申渡候事

これによると、永温は享保二年（一七一七）三月に三十俵二人扶持で召出されている。召出し時の俸禄は、家譜では二十俵五人扶持とあるが、「控帳」および「支配帳」では三十俵二人扶持とされており、家譜の記載は誤りであるとわかる。この史料では召し出し前の享保元年より御用を勤めていたとされているが、たしかに「控帳」享保二年一月二十九日条に「度々絵之御用」を勤めたとして銀二十枚が遣わされていることが知られる。永温がいつから藩御用を勤めるようになったか定かでないが、前任の橋本宜彩が引退した正徳二年（一七一一）から程なくであると思われる。

家譜によると、永温は江戸狩野家の内弟子であったとするが、いずれの狩野家かわからない。永温という号からすると、「永」の字を通字とする中橋狩野家に学んだと考えられ、師事したのは時期からすると永真安信（一六一三～八五）、永叔主信（一六七五～一七二四）あたりであろう。

永温の最初の大仕事は、正徳五年（一七一五）十二月より始まった鳥取城中ノ丸（のち二ノ丸と改称、さらに後年に三ノ丸と改める）の大改築であった⁴³。「控帳」享保二年十二月六日条によると、永温は「二ノ丸（中ノ丸のこと―筆者注）御杉戸・御違棚之絵、大分相調候付」と、杉戸と違棚の絵を仕上げたとして銀二枚が与えられている。この中ノ丸（のち三ノ丸）を含む鳥取城全体は、享保五年（一七二〇）の石黒火事で焼失してしまったため⁴⁴、永温の杉戸絵などは現存しない。翌六年から鳥取城再建が開始され、中ノ丸（のち三ノ丸）は一応、同八年に完成している。「控帳」や家譜に直接の記述はな

いが、この作事でも御用を担ったと考えられる。また、鳥取城の再建にあたって、幕府へ修復願を出すための城絵図が数多く残されているが（図9）、これらは永温の手になると考えられる。



図9 「鳥取城修復願絵図」（享保6年3月、藩政資料 870）

家譜によると、永温は藩主吉泰の信任が厚く、側近くに召されて御用をたびたび勤めたとされる。そのためか、御用屋敷は、享保十二年（一七二七）閏正月まで鳥取城内の「御長屋」にあった（「控帳」享保十二年閏正月二十九日条）。また、永温は松竹御殿で生まれた藩主吉泰の世子・長吉（のち四代藩主宗泰）の若殿御用も勤めていた（「控帳」享保九年および同十三年十二月二十七日条）。具体的な御用の内容は定かでないが、出生に関わる御用や成長後の画事指南などが想定される。また、享保二年三月十三日に長吉のお宮参りに際し、藩内の寺社に絵馬が奉納されているが、永温によるものと考えられる（「控帳」享保二年三月十六日条）⁴⁵。

現存する作例として、鳥取・岡山池田家の祖先・池田恒興（信輝、勝入）の画像（個人蔵）がある（図10）⁴⁶。本図は、現在、鳥取県立博物館（県博本）の所蔵となっている、京都・護国院旧蔵で狩野尚信筆の画像を模写したものであるが、賛部分は木版刷りとなっている。左下に「狩野永温図之」という落款と「蕉（秋）信」の朱字方印が捺されている。模写制作の経緯と伝来は不明であるが、現存する永温唯一の人物画である。制作年代は永温が正式に召し抱えられた享保二年から死去する同十五年までの間と推定される。



図10 狩野永温「池田恒興画像」（個人蔵）

永温が担った特殊な御用として軍事的な絵図の管理がある。家譜によると、享保九年十二月、藩主吉泰から因幡・伯耆の絵図とともに「御両国取出堡障之御秘所」を預けられたという。後者の「御両国取出堡障」の「堡障」とは古城のことを指すが、家譜には、後年の寛政七年（一七九五）二月に当時の藩主池田治道が「御両国取出堡障之御地図」を見たことが記録されている。その際、地図に「五色之小旗」を立て実見したとするが、「五色之小旗」の「五色」とは、寛文三年（一六六三）に制定された藩の軍隊編成である「御備立」のことで、五組の隊形を五色の旗をもって表したため「五色の御備」とも呼ばれた⁴⁷。藩主吉泰が永温に託した「御両国取出堡障之御秘所」とは、有事における藩内の軍隊編成地図で、「御秘所」とされる藩の最高機密であったことがわかる。

御用絵師が軍事的機密を扱うのは珍しいことではない。例えば、絵師が行う国絵図や城絵図などの絵図制作は、当時の藩の機密に関わるものである。また、鳥取藩では、幕末の第一次長州征伐に際して御用絵師大岸探海に軍事御用が命じられていた⁴⁸。しかし、狩野家（牧野家）は「御両国取出堡障之御地図」の保管を家職として連綿として担っている点において他の御用絵師とは異なり、同家の大きな特色をなしていた。

次に永温の身分格式について検討したい。永温は家譜によると享保五年から士分にあたる御目見医師並となったとされている。しかし、分限帳では、士分格の分限帳である「組帳」に掲載されるのは享保十一年になってからで、家譜の記載間違いの可能性がある。しかし、永温以前の御用絵師はいずれも徒身分であり、永温が徒から士分へと格式を上昇させたことは、以後の御用絵師の格式が原則「士分」とされる端緒となったという点で意義を有する。永温の格式上昇の直接的な要因は、藩主や若殿の御用を数多く行ったためであろうが、一方で、当該期には御用絵師が果たす藩政上における役割がそれ以前に比べて高くなっていたことが、格式上昇の一因と考えられる。

永温は、享保十五年（一七三〇）十月二十日に養子永見（のち常建）に家督を譲るとされる（「控帳」同日条、家譜）。しかし、先に紹介したとおり菩提寺の妙園寺に残る過去帳では同年七月六日に死去したことになる。これは、永温の死去が突然で、生前に養子を迎えることが間に合わず、永温の死を伏せたまま末期養子探しがなされたことを示していると考えられる。永見は鳥取藩士の野崎権左衛門の次男であったが、国元の絵師の家督相続は、これが初めてであった。永見は家督相続の約三十年後の宝暦九年（一七五九）江戸に出足し、浜町狩野家の常川幸信の門弟となり、画号を常建と改めてい

る（「牧野宗録家譜」）。

三、江戸定詰の絵師 1、中條七右衛門

鳥取藩では、国元のほかに江戸詰の御用絵師が存在し、絵師の二元配置体制を採っていた。このことは、鳥取藩独自ではなく、紀州藩・岡山藩・盛岡藩などでも同様であった⁴⁹。鳥取藩江戸定詰の御用絵師として最初に登場するのが中條七右衛門である。七右衛門は、狩野聴雪と同時期の御用絵師であるが（表1参照）、その召し抱えの経緯は次のようなものであった。

【史料14】

一中条七右衛門与申絵師、松平山城守殿より以九鬼図書・乾甲斐・高木太左衛門所迄被仰越候者、右之七右衛門儀、山城守殿被懸御目候者候、□候ハ、殿様絵師無御座由御聞被成候、少分之者候間被召出、御用等被仰付被下候ハ、御満足可被成との御無心二候、久世大和守様茂被懸御目を、左二候間被召出候者、御大慶二被成との山城守殿へ御挨拶有之由、従山城守殿被仰越候、此者之儀委細御家来塩川勘十郎様子能存由申来候、従殿様山城殿江御返事二、絵師之儀家来共迄被仰付被得其意候、手前二絵師茂無之、其上小身之奉公人と被仰聞候上者可相抱候得共、此者之儀、四、五ヶ年以前二太田道願老より荒尾志摩所迄召抱候様二与御無心二候得共、其節者御簡略初、殊隠岐清信与申絵師出入申候故、用事等茂申付候二付而、志摩不申聞意得二而、道願老江御返信申延置由、此度承届候道願老、今以先年之通二可被思召候哉様子御聞被成、其上二而可被召抱旨、山城守殿江御返答有之、然処二、従山城守殿右之通太田撰津守殿江御物語二被成候処、撰津守殿被仰候者、此者之儀被召出被遣候者、今以道願老山城守殿御同前可被思召旨、山城守殿被仰候由、重而申来付、左候ハ、可被召出之由被仰遣候、然共、道願老被仰入事二も候得ハ、七右衛門儀弥被召出旨道願老江御付届之為御使者、塩川勘十郎被遣之処、入御念儀忝被思召旨御返答有之事、右七右衛門御支配御扶持方三拾俵二五人扶持被下事⁵⁰

これによると、七右衛門の召し抱えは、幕府奏者番松平山城守重治の推挙によるものであった。もともと七右衛門は松平重治に目を懸けられており、重治義父で老中の久世大和守広之も同様にひいきの絵師であった。寛文十三年（一六七三）十一月、松平重治は、当時、鳥取藩に絵師がいないと聞いており、

小祿でもよいから召し抱えるよう藩の家老等に依頼した。これを聞いた藩主池田光仲は、四、五年前に太田道頭（資宗、もと若年寄）からも家老荒尾志摩（嵩就）を通じて召し抱えを依頼されたことを思い出した。当時、鳥取藩は緊縮財政中（「御簡略」）で、さらに、「隠岐清信」という絵師が出入していたこともあり申し出を断っていた。そこで、召し抱えるか否かの判断は、道頭の意向を再確認してからとした。それを聞いた松平重治は、道頭の息子太田撰津守資次より現在も同様の意向であることを確認し、鳥取藩側へ伝えた。結局、藩は三十俵二人扶持で召し抱えることにした。

このように中條七右衛門の召し抱えは、知己の幕閣らの強い推挙によるものであり、江戸詰絵師の召し抱えが江戸の武家社会と密接に関わっていたことを知りうる。一連のやりとりで注目されるのが、当時、鳥取藩に御用絵師がいないとされた点（「殿様絵師無御座由」、「手前二絵師茂無之」）である。実際には国元に狩野聴雪がいるため、ここでは江戸定詰の御用絵師の不在が問題にされていた。当時、江戸には「出入」の絵師「隠岐清信」（沖理兵衛のこと）がいたが、あくまでも「出入」であり、藩召し抱えの御用絵師とは考えられていなかった。七右衛門を推挙した松平重治は、このような状況を知っており、藩へ七右衛門の召し抱えを依頼したのである。

七右衛門の召し抱えは、藩独自の意思ではなかった。しかし、この召し抱えによって、国元・江戸定詰という二元配置体制がスタートしたのであり、鳥取藩の御用絵師制度にとってエポックとなる事柄であった。七右衛門の画系や作例は今のところ知られていないが、藩政資料に当時行った御用が記される。

【史料15】

一今夕節分付而、例年之通御宝船沖理兵衛より七枚差上候、中條七右衛門より茂五枚相調差上、依之沖理兵衛迄江出来御小袖壱ツ被下也
一右之御宝船被進覚

御前様江式枚 芝奥様江式枚 御姫様江式枚
壹州様江式枚 和泉守様江三枚⁵¹

延宝五年（一六七七）閏十二月、七右衛門は江戸で節分の宝船を制作していた。宝船制作は国元絵師の狩野聴雪も行っていたが、藩主在国中に限られており、ここから江戸・国元の絵師の御用の住み分けがなされていたことを知りうる。

「御支配帳」によると元禄四年（一六九一）以降、七右衛門の名を見るこ
とができない（表1）。御用絵師の職務である宝船制作に限っても、元禄二
年（一六八九）十二月の作者は沖理兵衛だけであり（「御用人日記」元禄二年
十二月二十四日条）、理由は定かでないが元禄初年頃には七右衛門は藩御用か
ら遠ざかっていたと考えられる。なお、「御支配帳」には七右衛門に代わり、
翌五年からは中條半左衛門という人物の名前が載る。半左衛門は七右衛門の
跡継ぎと考えられるが、絵師として活動した形跡は見られない。

2、沖清信（理兵衛）・清友・探陸

沖（隠岐）理兵衛は、のちに江戸定詰の御用絵師を代々勤める沖家の初代
である（図11）。

理兵衛は、沖家の家譜によると（図12）、画号を「清信」とし、寛文六年
（一六六六）に五人扶持で召し抱えられ、元禄十六年（一七〇三）に死去した
とされる⁵²。しかし、「御支配帳」でその名が見られるのは、寛文九年以降で
あり、家譜の記載と異なる。ただし、先に紹介した史料14では、寛文十一年当時、
理兵衛は「出入」の絵師とされており、「御支配帳」に記載された扶持米は合
力米である可能性が高い。御用絵師として正式に登用されるのは、中條七右
衛門の活動が見えなくなる元禄初年頃以降だと考えられる。与えられた扶持
は五人扶持と極めて少なく、御用に依じて小袖や銀などが与えられた。理兵
衛の没年は家譜で元禄十六年とされるが、「御支配帳」には十年以上経過した
正徳四年（一七一四）までその名が見られるが、「御支配帳」の誤記の可能性
が高い。

理兵衛の作例は、現在のところ見当たらない。史料上では、宝船の制作が
知られるのみである（史料15参照）。しかし、理兵衛の重要な役割として、幕
府御用絵師の狩野養朴常信と鳥取藩との取次ぎがあった。

【史料16】

一 狩野養卜江御屏風絵被仰付（是稲葉美濃守様之御息女様江被進御屏風也）、
為御絵代銀子式拾枚養卜江被遣也、例被遣来之絵代より銀子過申候得共、
此節御急キ御用相勤候付而如此也

一 沖理兵衛事、狩野養卜御急之絵被仰付候節、別而精入申付銀子式枚被下⁵³

延宝五年（一六七七）八月、藩は老中稲葉美濃守正則へ贈るための屏風の
制作を狩野常信に依頼した。稲葉正則は鳥取藩の御用頼老中で、当時の藩に

図11 沖家略系図

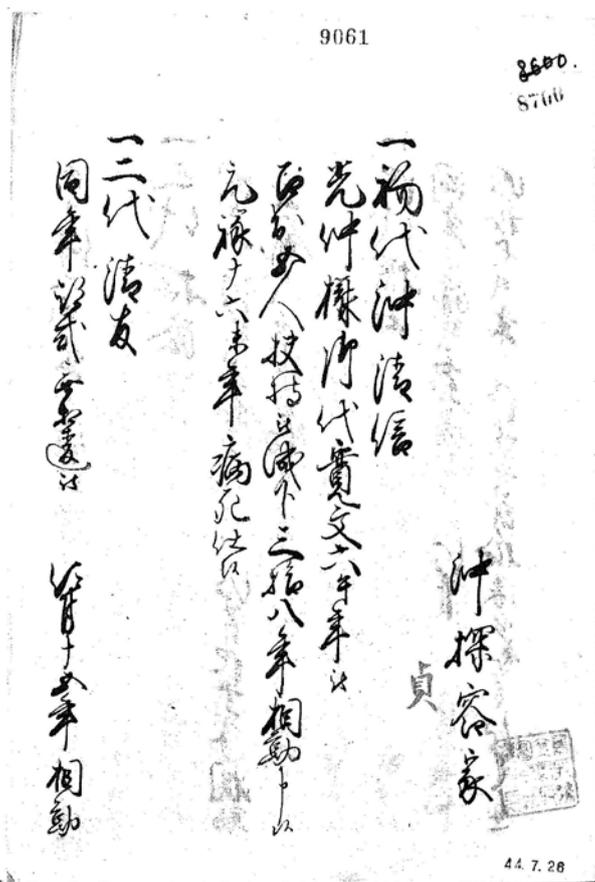
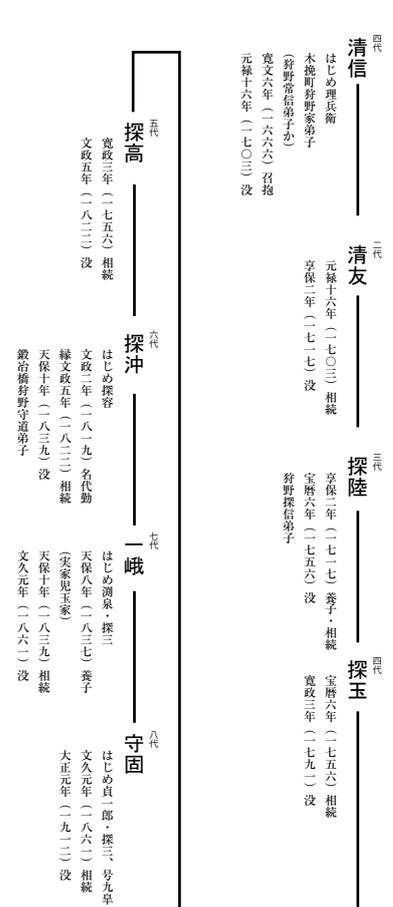


図12 「沖貞家譜」 (藩政資料 9061)

とつて最重要の幕閣であった⁵⁴。また、正則は狩野探幽の有力なパトロンの一人として知られる⁵⁵。この屏風は稲葉の息女の嫁入りに合せて急御用として制作されたため、通常より多い絵代銀二十枚が遣わされた。理兵衛は、この至急の用件に際して、精を入れて手伝ったことがわかる。

【史料17】

一狩野養下方より以冲理兵衛、森与惣右衛門・木戸十兵衛かた江申越候者、公方様より酒天童子之絵之御屏風被仰付候、就其殿様酒天童子之御草紙少々間見合申度所御座候、被遊御借候様ニ以御序申上呉候様申越二付、達御耳候処、齋木喜右衛門被仰付、御草紙養下かた江持参仕候、御公用之儀ニ候間留置候て見合度候ハ、勝手次第二可仕由被仰遣、右之御草紙、齋木喜右衛門持参仕、御徒藤田源右衛門被成御付被遣也⁵⁶

この史料も狩野常信との関係を示すもので、延宝八年（一六八〇）二月に常信が將軍御用の「酒天童子之絵之御屏風」制作のため、池田光仲が所有する「酒天童子之御草紙」の借用を依頼した。光仲は將軍御用であるので、「酒天童子之御草紙」を常信にしばらく貸し出ている。常信からの借用依頼を取り次いだのが理兵衛であった。

この「酒天童子之御草紙」とは、おそらく現在サントリ美術館所蔵となっている狩野元信筆で近衛尚通・定法寺公助・青蓮院尊鎮詞書「酒伝童子絵巻」（重要文化財）のことである⁵⁷。小田原北条氏旧蔵品であるが、北条氏直の正室で、のち池田輝政に再嫁した督姫により池田家にもたらされ、鳥取池田家の什物として伝来した。

鳥取藩では、常信を祖とする木挽町狩野家、常信の子岑信を祖とする浜町狩野家の歴代当主に合力米を与えており、いかに常信が重視されていたのかわかりうる。理兵衛は木挽町狩野家の門人とされるが⁵⁸、常信の門弟と考えられ、理兵衛の鳥取藩への召し出しには常信の口利きがあったものと思われる。狩野家の門弟で大名家の御用絵師となったものは、大名家と狩野家双方のパイプ役となることが期待されていたが⁵⁹、延宝期の鳥取藩では冲理兵衛がその役割を果たしていた。

さて、理兵衛の死後、家督を継いだのが実子と思われる清友であった。家督を相続し、絵師を継いだのは、理兵衛が死去したとされる元禄十六年（二七〇三）であろう。清友の事蹟については、ほとんど史料が残されておらず不明な点が多いが、死去に際して次の様な史料が残る。

【史料18】「控帳」享保二年五月二十六日条

一冲清友儀、当春より相煩、養子奉願候処、当三月廿五日相果、御参府以後、達御耳、御法之通断絶候筈ニ候得共、清友ハ職人之儀、迪も此御役之者志人無之候得而は、御事闕、外之者被召出候よりハ、清友儀、三代迄相勉申二付、願之通狩野探信弟子探陸と申もの、清友通り五人扶持被召出、家督被仰付候由、申来候事

これによると、清友は享保二年（一七一七）の春から病気で養子を願っていたところ、三月二十五日に死去した。清友は約十五年の勤務年数で実子もなかったため、本来であれば家断絶になるはずであった⁶⁰。しかし、「職人」である御用絵師が江戸に一人もいなくなると「御事闕」くことになってしまったため、他の者を新規に召出すのではなく、二代にわたって御用絵師を務めた沖家を特別に存続させることになった。そこで、願い通り狩野探幽の実子で幕府奥絵師の探信守政（鍛冶橋狩野家）の門弟であった探陸に五人扶持で家督を継がせることにした。なお、清友と探陸との関係は、「不遁者」とされており、親類であったことが知られる（「御用人日記写」享保二年五月十六日条）。

清友から探陸への家督相続は、江戸狩野との関係性の変化を伴った。すなわち、元来、沖家の師匠筋は木挽町狩野家であったが、探陸の相続以降、鍛冶橋狩野家へと変わった。探陸以後の沖家の画号には、通字として「探」が用いられるが、この通字は鍛冶橋狩野家に由来するもので、六代探容と七代一峨（はじめ探三）は鍛冶橋狩野家七代の探信守政の門弟であった。

ここで見た清信↓清友↓探陸という「家」による御用絵師「職」の相続は、それまで江戸詰のみならず国元絵師においても例がなく、画期的なことであった。藩が「家」による相続を認めたのは、史料18にあるとおり、絵師は特殊な「職人」であり、簡単に代えを見いだすにいたためであった。それでは、なぜ代えがきかなかつたのか。おそらく、江戸での御用は幕府や他藩といった幕藩関係、さらに江戸狩野家との関係など、藩内部だけでなく江戸の武家社会との関係性を考慮せねばならないという特殊な理由によると思われる。藩は、絵師の家筋を創設することにより、江戸における特殊な職務・先例の伝承を「家」によって担保させ、絶え間ない御用を安定的に遂行させようとしたのではないだろうか。一方の沖家にすれば「家」による相続が保証されることで仕官先を気にせず、御用や絵事に専心できる環境が整えられたので

ある。このように、のちに「家職」とされた御用絵師制度の成立は、江戸の沖家、国元の狩野（牧野）家の事例から、十八世紀前半に一つの画期があったといえよう。

おわりに

本稿では鳥取藩における近世前・中期の御用絵師について概観してきたがいささか冗長に過ぎた感がある。そこで、本論で述べた要点を以下のとおりまとめておく。

鳥取藩の御用絵師は、寛永九年（一六三二）の鳥取藩成立当初から存在していた。岡山藩時代以来の絵師である狩野松白を初見とし、以降、伊藤作左衛門・狩野源之丞（聴雪）・橋本宜彩・狩野永温（雲）・中條七右衛門・沖理兵衛（清信）などが続いた。これらの絵師の画系は、狩野派であることが多く、なかには京狩野に学んだと思われる者（狩野松白・狩野聴雪）もいたが、十七世紀中頃以降は江戸狩野の門弟が主流となった。

鳥取藩の御用絵師制度うち、国元・江戸定詰という二元体制が成立するのは十七世紀後半であり、寛文年間の中條七右衛門の召し抱えが契機となった。また、御用絵師が「家業家」として家職化されるのは十八世紀前半で、この間に江戸定詰の沖家と国元の狩野（牧野）家が成立した。さらに、御用絵師が「士分格」とされるようになるのは、狩野永温が士分格とされた享保年間以降であったと考えられる。このように、鳥取藩の御用絵師制度の大枠は、十七世紀後半から十八世紀前半に確立したと言えよう。

最後に、藩政資料には本稿で紹介した絵師のほかにも絵師と思われる人物が出てくる。例えば、狩野清兵衛・吉之丞（「万留帳」慶安元年九月朔日条）、狩野養清・助之丞（「万留帳」明暦三年八月二十二、二十八日条）などであるが、いまのところ検討可能な材料がないため、今後の課題としておきたい。

註釈

1 山下真由美編集『沖一峨』（鳥取県立博物館図録、二〇〇六年）、成澤勝嗣『土方頼嶺の伝記と画業』（渡辺美術館、二〇〇六年）、成澤勝嗣『島田元旦の伝記と画業』（渡辺美術館、二〇〇六年）、田中敏雄『根本幽峨の伝記と画業』（渡部美術館、二〇〇七年）、成澤勝嗣『黒田稲皐の伝記と画業』（渡辺美術館、二〇〇九年）、成澤勝嗣『小畑稲升の伝記と画業』（渡辺美術館、二〇〇九年）、門脇博・山下真由美編集『楊谷と元旦』（鳥取県立博物館図録、二〇〇九年）、成澤勝嗣ほか『鳥取藩お抱え絵師・沖家の画業』（渡辺美術館、二〇一一年）、山下真由美改訂編集『藩

政時代の絵師たち（改訂版）』（鳥取県立博物館、二〇一三年）、同編集『土方頼嶺』（鳥取県立博物館図録、二〇一八年）など。

2 『鳥取藩史』二巻、職制志（鳥取県鳥取図書館、一九七〇年）九七頁。『藩史』の影響を受け作成された『鳥取県郷土史』（鳥取県、一九三二年）も同様で、以後の鳥取藩の絵師研究に大きな影響を与えた。

3 本論執筆にあたっては以下の図書・図録・論文を参考にした。片山新助『岡山藩の絵師と職人』（山陽新聞社、一九九三年）、矢野徹志『愛媛の近世画人列伝』（財団法人愛媛県文化振興財団、一九九六年）、吉田俊英『尾張の絵画史研究』（清文堂、二〇〇八年）、内山淳一『仙台藩の絵師たち』（仙台・江戸学叢書二八、大崎八幡宮、二〇一一年）、『松山の御用絵師』（松山市立子規記念博物館図録、一九八六年）、『阿波の近世絵画―画壇をささえた御用絵師』（徳島県立博物館図録、一九九七年）、『狩野派と福岡展』（福岡市美術館図録、一九九八年）、『細川藩御用絵師・矢野派』（熊本県立美術館図録、一九九八年）、『津山藩御用絵師―狩野洞学』（津山郷土博物館特別展図録、二〇〇六年）、『松山藩御用絵師松本山雪―桃山と江戸のはざまに―』（愛媛県美術館図録、二〇〇七年）、阿部守雅・千葉一大『盛岡藩の「御抱絵師」について―諸史料にみる御抱絵師の系譜・職務・修業』（『岩手県立博物館研究報告』一五、一九九七年）、大倉隆二『細川藩御用絵師・矢野派における雪舟流画風の再興と継承』（熊本県立美術館『細川藩御用絵師・矢野派』図録、一九九八年）、川延安直『会津藩御抱絵師加藤遠沢の基礎的研究』（『福島県立博物館紀要』一一、一九九八年）、阿部守雅・藤田家資料に見る盛岡藩御抱絵師（『岩手県立博物館研究報告』一七、一九九九年）、菅野貴子『古画備考』にみる藩御抱絵師の登用と狩野派絵師（『美術史研究』四〇、二〇〇二年）、福井尚寿『肥前佐賀の絵師―』の報告を兼て―（『佐賀県立美術館常設特別展「時代をえがく―肥前佐賀の絵師―」の報告を兼て―』（佐賀県立美術館・美術館調査研究書）第二六集、二〇〇二年）、高松良幸『紀伊狩野家の画業』（『和歌山県立博物館研究紀要』九、二〇〇三年）、前田正明『紀伊藩お抱え絵師の系譜書』（『和歌山県立博物館研究紀要』九、二〇〇三年）、西田多江『松山藩御用絵師 松本山雪』（愛媛県美術館図録『松山藩御用絵師松本山雪―桃山と江戸のはざまに―』二〇〇七年）、吉積久年『萩藩御用絵師雲谷派正保―万治期の史料』（『山口県文書館研究紀要』四三、二〇一六年）など。

4 前掲『藩史』職制志、九七頁。

5 前掲『藩史』職制志、三六頁。尾島治『津山松平家お抱え絵師について―初代狩野洞学をめぐる―』（前掲『津山藩狩野派絵師』所収）によると、津山藩の御用絵師も同様に家業とされていたという。

6 鳥取藩では一般的に「切米」と呼ばれる俸禄のことを「支配米」と呼んだ。支配米を与えられた家臣の分限帳が「御支配帳」である。

7 前掲『藩史』職制志、六四頁。

8 『寛永五年分米抄帳』（鳥取藩政資料番号七九四八、鳥取県立博物館蔵）。以下、藩政資料は鳥取県立博物館蔵であるため、所蔵先は省略する。

9 大倉隆二『細川藩御用絵師・矢野派における雪舟流画風の再興と継承』（前掲『細川藩御用絵師・矢野派』所収）によると、承応二年（一六五三）に家督を継いだ熊本藩の御用絵師矢野吉安の格式は職人とされていたという。

- 15 「寛永三年分銀子払帳」(藩政資料七九四七)。「從備前御国替之時越銀二被遣帳」(藩政資料七一四九)。
- 16 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵。資料番号T6-3。同絵図は附属図書館の絵図七公開データベースシステムで閲覧可能である。
- 13 岡山城史編纂委員会「岡山城史」(岡山市、一九八三年)八七〜九一頁。
- 13 岡山城表書院などの御殿障壁画の作者については、現在のところ不明だといふ。この点については内池英樹氏(岡山県教育委員会・浅利尚民氏(就実大学)にご教示いただいた。
- 15 ただし、慶安元年九月に狩野清兵衛を名乗る人物が家老の発給文書の留帳である「万留帳」に見られる。
- 16 一 狩野清兵衛・同吉之丞御見廻二参候二付而、清兵衛二銀子三枚、同吉之丞二式杖被遣候間、可被相渡候。以上。
- 慶安元年九月朔日 三人 尾崎勘左工門殿
- 16 「古画備考 下巻」四十一 狩野門人譜(思文閣出版、一九八三年再版)。
- 16 尾島前掲論文によると、織田孫三郎は津山藩士として実在するが、絵師としての役割を担っていたか不明であるとする。
- 18 「万留帳」慶安二年八月二十七日条(藩政資料二四九一)。
- 19 「万留帳」慶安二年十二月二十六日条(藩政資料二四九一)。
- 20 岩井郡の大庄屋中島家の業務日誌「御用日記」(鳥取県立博物館蔵)による。同日記の翻刻は、拙稿「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その一」(「鳥取県立博物館研究報告」四九号、二〇一二年)を参照のこと。
- 21 「鳥取藩政資料目録」(鳥取県立博物館、一九九七年)。
- 22 国絵図研究会編「国絵図の世界」(柏書房、二〇〇五年)。
- 23 「御用人日記」延宝六年八月十三日条(藩政資料三六七九)。
- 24 「御用人日記」延宝六年八月二十六日条(藩政資料三六七九)。
- 25 「御用人日記」延宝六年十一月晦日条(藩政資料三六八五)。
- 26 「興禪寺過去帳」(鳥取市興禪寺蔵)。
- 27 興国寺は気多郡鹿野(現鳥取市鹿野町)にあった。のち瑞光寺と改め、鳥取城下の栗谷に移転した。現在は廃寺となっている。
- 28 提宗は、のちに妙心寺派を離脱し黄檗派へと移るため、天球院の世代から除かれている。現在、二世は提宗の兄弟子の即道祖林とされているが(『金碧の花―重要文化財・妙心寺天球院襖絵』(サントリ美術館図録、一九九一年)所収の天球院歴代住持法系)、即道は伯耆国米子城下の禪源寺(のち了春寺)の開山でもあり(『伯州禪源寺記』(『米子史談』二、一九六九年)、鳥取藩と極めて近い関係にあった。天球院は惣領筋の岡山地田家と分家筋の鳥取池田家の池田一族によって創建されたという説が一般的である。しかし、天球院の寺地を購入した際の古文書を見ると、宛先はいずれも備前龍峰寺、つまりのちの因州興禪寺であり、龍峰寺の檀越である鳥取池田家が主導したことは明らかである。また、天球院は開山の江山和尚を始め、因州の龍峰寺の住職を兼務している。さらに、岡山地田家の菩提寺である国清寺は、妙心寺派内の春江派、鳥取池田家の龍峰寺(興禪寺)は興宗派であるが、天球院は興宗派である点からも天球院は鳥取池田家との関わりが深い。この点は
- 30 すでに滝田英二氏によって指摘されている(同「竜峰興禪三寺茶話」『黄檗文華』二七、一九七六年)。
- 31 山根有三・辻惟雄・戸田禎佑「天球院障壁画の研究」(『国華』八三九、一九六二年)、「妙心寺天球院」障壁画全集(美術出版社、一九六七年)、「天球院の障壁画」(京都国立博物館図録、一九七〇年)、『金碧の花―重要文化財・妙心寺天球院襖絵』(サントリ美術館図録、一九九二)、内山かおる「山雪と妙心寺天球院方丈障壁画」(上)(下)(『国華』一一九五、一九六、一九九五年)、「狩野山楽・山雪」(京都国立博物館図録、二〇一三年)など。建造物については『重要文化財天球院本堂附玄閣修理工事報告書』(京都府教育委員会、一九七二年)など参照。
- 31 「鳥取県史」五、近世文化(鳥取県、一九八二年)一〜五頁参照。
- 33 以下藩主の肖像に関する記述は拙稿「鳥取藩歴代藩主肖像の制作と利用」(鳥取県立博物館図録「黄檗文化とその名宝」二〇一九年)参照。
- 34 「興禪院殿御葬式記全」(藩政資料六七二)。
- 34 前掲の拙稿「鳥取藩歴代藩主肖像の制作と利用」を参照。なお、沖一峨は「昵近」という藩主側近の格式を持っており、絵師の立場というより、藩主側近として描いたと考えられる。また、根本幽峨は、肖像の制作を命じられた御用人田村図書が多忙であり、「手伝」として制作したものであり、藩主側近が肖像制作を行うという関連からすると、極めてイレギュラーな事例である。このほか、四代宗泰は浜町狩野家の狩野幸信によって描かれているが、当初、藩主側近の坂川権右衛門に描かせる予定であったが、途中で幸信に変更となったというもので、こちらもイレギュラーな事例である。なお仙台藩や岡山藩では、藩主肖像の制作は基本的に御用絵師の職務とされていたようである(内山前掲書二三頁、片山前掲書一〇二頁)。
- 35 坂本敬司・松尾容孝「鳥取県立博物館所蔵の国絵図」(「鳥取県立博物館研究報告」三十三号、一九九六年)。
- 36 幕府献上が完了した同日、江戸上屋敷において関係者に祝儀が遣わされているが、その中に江戸で絵図制作に関わったとみられる狩野良信・絵師五左衛門という人物にも銀が与えられている(「御用人日記」元禄十四年十一月十二日条)。これは、江戸で最終調整された上で献上となったことを示唆している。
- 37 坂本・松尾前掲論文。
- 38 幕命以外の両国の絵図として、先に紹介した狩野聴雪の絵図作成のほか、延享年間にも牧野友民により「国絵図」が制作されている事例がある(「控帳」延享三年五月十二日条)。
- 39 仙台藩の事例は内山前掲書、盛岡藩については阿部・千葉前掲論文。
- 40 例えば、享保四年の「御支配帳」(藩政資料一九五六)には「二五人三拾俵 狩野永雲」とある。
- 41 狩野永温および牧野家の没年等については妙圓寺の岡崎隆範住職のご教示による。牧野家は最古参の国元御用絵師であるが、作例がほとんど知られておらず、研究も皆無である。牧野家については、改めて別の機会に論じることにした。
- 42 「牧野宗録家譜」(藩政資料一〇三九二)。
- 43 中ノ丸普請については、拙稿「享保初年の鳥取城中ノ丸御殿の改築について」(「鳥取城調査研究年報」十四号、二〇二一年)参照。

- 44 石黒火事後の鳥取城再建過程とその意義については、拙稿「享保期鳥取城二ノ丸三階櫓の再建とその意義」(『鳥取城調査研究年報』十一号、二〇一八年)参照。
- 45 奉納先は、吉方観音(現・鳥取市観音院)・浦富荒砂明神(現・岩美町荒砂神社)・松崎八幡宮(現・湯梨浜町松崎神社)・岩本観音(現・岩美町観照院)である。この絵馬について筆者が各社寺に問い合わせたところ、いずれも現存しないということであった。
- 46 本図については、斎藤夏来「近世大名池田家の始祖認識と画像」(『歴史学研究』八九二・二〇一二年)、同「鳥取藩士の勝入法事創始と画像の招来」(『鳥取藩研究の最前線』鳥取県立博物館、二〇一七年)参照。
- 48 47 『鳥取藩史』軍制志一、六、七頁参照。
- 48 『控帳』元治元年九月四日条。その具体的役割はわからないが、家譜によると藩主池田慶徳の「御手許御用」だとしている(「大岸幾馬」藩政資料九一四六)。
- 49 紀州藩については前田前掲論文二十六頁以下、岡山藩については片山前掲書五十五頁以下、盛岡藩については阿部・千葉前掲論文八十頁を参照のこと。
- 50 『御用人日記』寛文十三年十一月七日条(藩政資料二二三四)。
- 51 『御用人日記』延宝五年閏十二月十二日条(藩政資料三六七五)。
- 52 『沖貞家譜』(藩政資料九〇六一)。
- 53 『御用人日記』延宝五年八月八日条(藩政資料二二三八)。
- 54 拙稿「江戸時代中期の御用頼老中と旗本」(『鳥取地域史研究』一一、二〇〇九年)。
- 55 稲葉正則は鳥取池田家の江戸菩提寺である弘福寺の開基でもあり、鳥取藩にとって極めて重要な人物であった。
- 56 榊原悟『日本絵画の見方』(角川選書、二〇〇四年)第三章、門脇むつみ『巨匠狩野探幽の誕生』(朝日新聞出版、二〇一四年)参照。
- 57 『御用人日記』延宝八年二月十一日条(藩政資料二二四一)。
- 58 『酒伝童子絵巻』については榊原悟「サントリ―美術館本『酒伝童子絵巻』をめぐって(上・下)」(『国華』一〇七六・一〇七七、一九八四年)参照。
- 59 前掲『藩政時代の絵師たち(改訂版)』参照。
- 60 門脇前掲書、二二二頁。
- 60 『御徒以下御法度』五(『藩法集』十、続鳥取藩、創文社、一九七二年)によると、御用絵師は徒身分であり、子らに家督を譲れない一代抱えとされたが、親の勤務年数が二十五年未満の場合、如何なる子細、だれからの頼みがあっても相続できないことになっていた。